

公有地の拡大の推進に関する法律
に基づく届出・申出のしおり

さいたま市建設局土木部土木総務課

QRコードからHPへアクセス



【公拡法という法律を知っていますか？】

公有地の拡大の推進に関する法律（公拡法）は、公有地の拡大の計画的な推進を図り、地域の秩序ある整備と、公共の福祉の増進に役立てることを目的としています。この法律に基づいた届出・申出を行った場合、地方公共団体等は土地所有者と優先的に買取り協議を行うことができます。（さいたま市ホームページにQ&Aを掲載しております。）

【制度の内容】

〈届出（公拡法第4条）〉

別表に掲げる一定規模以上の土地を有償で譲渡しようとするとき（売買、代物弁済、交換、譲渡担保及びこれらの予約契約）は、土地所有者は譲渡しようとする日の3週間前までにそのことを、さいたま市長に届け出る必要があります。

〈申出（公拡法第5条）〉

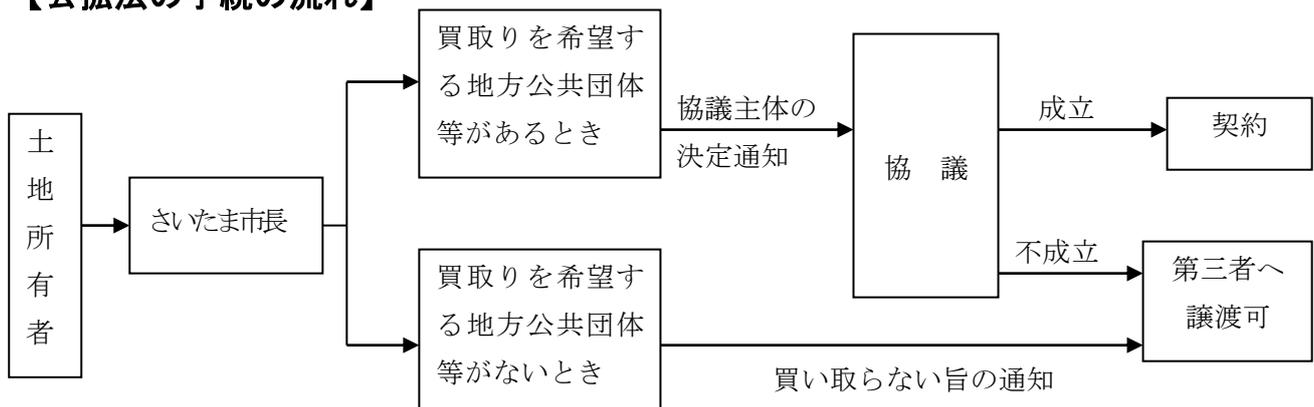
別表に掲げる一定規模以上の土地について、地方公共団体等による買取りを希望されるときに、さいたま市長に申し出ることができます。

【この制度の対象となる土地】（別表）

区 分	対象となる土地	対象となる面積
土地所有者が届出をしなければならぬ土地	①都市計画施設（道路・公園・河川・学校等）の区域内の土地	さいたま市全域で200㎡以上
	②都市計画区域にあつて <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路法に基づく道路区域 ・ 都市公園法に基づく公園予定区域 ・ 河川法に基づく河川予定地 として決定・指定された土地	さいたま市全域で200㎡以上
	③生産緑地地区の区域内の土地	さいたま市全域で200㎡以上
	④一定面積以上の土地	市街化区域内で5,000㎡以上
土地所有者が申出をできる土地	⑤さいたま市による買取りを希望する土地	さいたま市全域で100㎡以上

※ ①・②については 土地区画整理事業施行地内 を除く。

【公拡法の手続の流れ】



【買取協議について】

届出又は申出のあった土地について、届出又は申出のあった日から3週間以内にさいたま市長が買取希望のある地方公共団体等を買取協議団体として決定します。

買取希望が無い場合は、さいたま市が買い取らないことをお知らせします。

買取協議団体の決定後は、この買取協議団体と協議を行っていくことになります。

土地の買取りは強制的なものではありませんが、理由なく協議を拒否することはできません。協議の結果、契約するか否かは土地所有者の任意に委ねられています。

【届出・申出に要する書類】

	書類名	説明
1	届出書または申出書	建設局土木総務課で配布又はホームページからダウンロード可能。
2	位置図	縮尺 20,000 分の 1 程度の図面に土地の位置を明示したもの (ロードマップ等付近の駅等が表示されている地図)
3	案内図	周辺の状況が分かる 1,500 分の 1 程度の図面に土地の区域を明示したもの (住宅地図等)
4	公図 (写)	土地の形状を明示したもの
5	委任状 (代理人の場合)	建設局土木総務課で配布又はホームページからダウンロード可能。 ※押印は不要です。

※ 場合によっては、その他参考資料の提出を求めることがあります。

【提出方法】

1. 電子申請・届出サービス

提出書類	部数	提出手順
届出書または申出書	1	① 以下 URL にアクセスのうえ、お手続きをお願いします。 https://apply.e-tumo.jp/city-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=79357 (「さいたま市 電子申請・届出サービス」のサイト内で「公拡法」と検索いただいてもアクセス可能です。) ② 本サービスのアカウントをお持ちでなくてもご利用可能です。 ③ 入力フォームに従ってご提出をお願いします。
位置図	1	
案内図	1	
公図の写し	1	
(代理人の場合) 委任状	1	

2. 郵送

提出書類	部数	提出手順
届出書または申出書	2	① 土木総務課宛に左記書類を郵送してください。 ② 提出確認のため、 <u>提出後にお電話でご連絡ください</u> 。 ③ 受理してから3週間以内に通知書のメール送付、郵送、または窓口交付を行います (写しは収受印を押した後、通知書と一緒に返送します)。
位置図	1	
案内図	1	
公図の写し	1	
(代理人の場合) 委任状	1	

3. 窓口

提出書類	部数	提出手順
届出書または申出書	2	① 土木総務課宛に左記書類を提出してください。 ② 受理してから3週間以内に通知書のメール送付、郵送、または窓口交付を行います(写しは收受印を押した後、窓口で返却します)。
位置図	1	
案内図	1	
公図の写し	1	
(代理人の場合) 委任状	1	

【土地の譲渡制限期間】

届出・申出をした土地については、一定期間土地の譲渡が禁止されます。

1. 買取りしない旨の通知があるまで(届出・申出のあった日から3週間以内)
2. 買取協議を行う通知があったときは、通知があった日から3週間が経過するまで。ただし、その期間内に買取協議が成立しないことが明らかになった時はそのときまで。

【違反した場合】

次のいずれかに該当すると、50万円以下の過料に処される場合がありますのでご注意ください。

1. 届出をしないで土地を有償で譲渡した場合
2. 虚偽の届出をした場合
3. 譲渡の制限期間内に土地を譲渡した場合

【税法上の優遇措置】

この制度に基づいて協議が成立し、地方公共団体等に買い取られた場合、税法上の優遇措置(譲渡所得の特別控除1, 500万円まで)が受けられる制度があります。

詳しくは管轄の税務署にご確認ください

浦和税務署・・・中央区・桜区・浦和区・南区・緑区

大宮税務署・・・西区・北区・大宮区・見沼区

春日部税務署・・・岩槻区

お問い合わせ先・受付窓口

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

さいたま市建設局土木部土木総務課政策係

TEL 048-829-1485

FAX 048-829-1988

メール doboku-somu@city.saitama.lg.jp